

講道館倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、講道館館員(講道館に入門した者、以下「館員」という)が、遵守すべき倫理から逸脱した行為を行うこと及びそれらの行為により被害が発生することを予防し、日本伝講道館柔道(以下「柔道」という)及びこれに携わる者の社会的信頼を確保することを目的とする。

(館員の倫理)

第2条 館員は、社会規範としての法令、道徳、社会通念及び善良な慣習を遵守し、公序良俗に反する行動を慎み、常に柔道修行者として品位と名誉を重んじつつ、柔道精神に基づいて社会一般の模範となるよう行動し、柔道の健全な普及、発展に努めなければならない。

(違反行為)

第3条 講道館は、館員が以下に該当する行為を行った場合は、審理の上、処分することができる。

- (1) 柔道に関する場において、以下のような人権を侵害したり人格を否定したりする行為を行った場合
 - ア) 身体的・精神的暴力(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)
 - イ) 身体的・精神的ハラスメント、いじめ等
 - ウ) 人種・国籍・宗教・性別・障害等による差別
 - エ) その他、人道的に許されない行為
- (2) 柔道精神に反する行為並びに柔道及び柔道に携わる者の名誉、品位又は信用を失墜する行為があった場合

(処分の種類)

第4条 処分は、以下のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 段位取消し
- (3) 館員資格停止
- (4) 昇段差止め
- (5) 戒告
- (6) 注意

(倫理委員会の設置)

第5条 第3条にある違反行為を審理するために、倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の委員長は、役員又は学識経験者の中から講道館長が選任する。
- 3 委員長は、役員及び学識経験者の中から、若干名の委員を選任する。
- 4 倫理委員会事務局を講道館総務部に設置し、講道館総務部長が事務局長を務める。

(審理の手順)

第6条 違反のおそれのある行為が行われた場合の審理の手順は、以下のとおりとする。

- (1) 違反のおそれのある行為を知った者は、倫理委員会事務局長あてにその事実を報告し、倫理委員会の調査を申し立てることができる。この申立ては、別途定める様式の申立書によるものとする。講道館長又は倫理委員会が必要と認めるときは、倫理委員会事務局に事実関係を調査させることができる。
- (2) 倫理委員会事務局は事実関係を調査し、講道館長に報告する。講道館長は審理の要否について意見を付して、倫理委員会に送付する。倫理委員会事務局は、申立てを倫理委員会で審理するか否かを、申立人に通知する。
- (3) 倫理委員会は、審理必要との意見の付された案件について審理を行う。ただし、審理不要との意見の付された案件についても、倫理委員会において必要と認めるときは、審理を行うことができる。
- (4) 審理の前提となる事実は、当事者、関係者及び目撃者の証言並びに関連資料に基づいて認定する。
- (5) 倫理委員会における審理及びその記録は非公開とする。
- (6) 倫理委員会は、当事者又は関係者に対し事情聴取を行うとともに、弁明の機会を設けなければならない。ただし、当事者が辞退、拒否若しくは無断欠席した場合又は当事者が官公庁等により抑留・拘禁されている等により出席が不可能である場合はこの限りではない。
- (7) 倫理委員会は、処分案を含む結論をその理由とともに文書により講道館長に報告する。

(処分の決定)

第7条 倫理委員会が、昇段差止め、戒告若しくは注意の処分が適当であると判断した場合又は不措置が適当と判断した場合は、講道館長の承認をもって決定とする。

- 2 倫理委員会が除名、段位取消し又は館員資格停止の処分が適当であると判断した場合は、講道館長は、理事会にこれを報告し、理事会の承認をもって決定とする。

(処分の通告)

第8条 処分が決定次第、講道館長は、速やかに処分を受けた者及びその所属団体並びに申立人に、文書により通告する。

- 2 必要に応じて、当該者の氏名及び処分の内容と理由を公表することができる。

(不服申立て)

第9条 処分を受けた者又は申立人が処分の内容に異議があるときは、別途定める様式の申立書により、再審理を申し立てることができる。

- 2 再審理の申立ては、処分通告後1か月以内に、講道館長に対して行わなければならない。
- 3 再審理は、申立て受領後1か月以内に、倫理委員会において開始するものとする。
- 4 再審理の手順は、第6条を準用する、
- 5 再審理による処分は、理事会の承認をもって決定とする。
- 6 再審理による処分の通告は、第8条を準用する。

(復権)

第10条 処分確定後一定期間を経た場合に、処分を受けた者に十分な改悛の情がみられるときは、倫理委員会は、再教育講習の受講、反省文、改善誓約書等の提出などを条件に、処分の取消し又は軽減(以下、「復権」という)を、理事会に提案することができる。復権は、理事会の承認をもって決定とする。

- 2 復権の通知は、講道館長が、処分を受けた者及びその所属団体に対し、文書により行う。

(附則)

本規程の改廃は、理事会において行う。

- 2 本規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 本規程施行前の行為については、処分の対象としない。